

津久井やまゆり園の再生について

(1) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

ア 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）における取組状況

(ア) 除却工事

期 間 : 平成 30 年 3 月～31 年 3 月

内 容 : 居住棟、渡り廊下及び作業棟の除却

実施状況 : 地上部の建物除却が終了

現在、杭の除却を実施

そ の 他 : 地域住民に対し、説明会の開催や戸別訪問、現地掲示板を通じて、工事内容、車両の通行、騒音や振動などについて、事前に情報提供

(イ) 新築及び改修工事設計業務

期 間 : 平成 30 年 3 月～31 年 6 月

内 容 : 新築及び改修工事に係る基本設計、実施設計

実施状況 : 基本設計の図面により、引き続き関係者等の意見を聴き実施設計に着手

そ の 他 : 平成 30 年 11 月 23 日、地域住民に対し、設計に関する説明会を開催

【新たな居住棟のコンセプト】

- ・ 居住棟は2つのユニット（11人を1ユニットとする）を隣接して配置し、施設入所支援を効率的・効果的に実施
- ・ ユニットごとに玄関と屋根を設けた一般の住居に近い外観とし、ダイニングルームを中心に、採光に配慮した家庭的で明るい生活空間
- ・ プライバシーに配慮した居室の個室化、障害特性への配慮、スタッフが見守りやすい環境 など

イ 津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）における取組状況

(ア) アドバイザリー業務委託

期 間 : 平成 30 年 6 月～31 年 3 月

内 容 : 民間活力を活用した「維持管理を含む設計施工一括発注方式」による施設整備に向け、事業実施方針や業務要求水準書等を作成

事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に関する事項 (事業範囲、事業期間、事業スケジュール等) ・ 事業者の募集及び選定に関する事項 (参加資格要件、応募手続き、審査方法等) などを規定
業務要求水準書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備に関する業務要求水準 (建築物の性能や設計施工の実施基準等) ・ 維持管理に関する業務要求水準 (保守点検業務や修繕業務の内容等) などを規定

実施状況 : 平成 31 年 2 月 12 日に、事業実施方針や業務要求水準書(案)等を公表し、民間事業者と対話を実施

その他 : 部局横断的な検討を行うため、福祉子どもみらい局、総務局及び県土整備局で構成するプロジェクトチームを設置し、取組みを推進

ウ 施設規模の考え方

- ・ すべての利用者の居室数の確保を前提とし、千木良地域、芹が谷地域合わせて 132 人分の居室を確保
- ・ 施設の最大規模は、各施設 88 人(11 人×8 ユニット)として設計するが、意思決定支援の進行に伴う利用者の選択の傾向を踏まえた上で、施設規模を決定し、設計変更により対応

エ 今後のスケジュール

平成 33 年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、次のスケジュールで施設を整備する。

(ア) 津久井やまゆり園千木良園舎(仮称)

平成 30 年 3 月～31 年 3 月 除却工事の実施

～31 年 6 月 新築及び改修工事に係る基本設計、実施設計の実施

平成 31 年度～33 年度 新築及び改修工事の実施

(イ) 津久井やまゆり園芹が谷園舎(仮称)

平成 30 年度 アドバイザリー業務委託の実施

31 年度～33 年度 維持管理を含む設計施工一括発注方式による施設整備事業の実施

(2) 施設名称について

施設整備後の施設名称は、次のとおりとする。

津久井やまゆり園 千木良園舎（仮称）	「津久井やまゆり園」とする方向で調整する。
津久井やまゆり園 芹が谷園舎（仮称）	施設名称を公募する方向で調整する。

(3) 利用者の意思決定支援及び地域生活移行の促進

ア 利用者の意思決定支援

- ・ 平成 30 年末までに、意思決定支援の対象となる 124 名全員の意思決定支援を開始
- ・ 利用者一人ひとりが、どのような暮らし、どのような支援を望むのか、自らの意思が反映された生活を送ることが出来るよう、利用者ごとに意思決定を支援
- ・ 日中活動の充実やグループホームの体験・見学に取り組み、その記録を重ね、丁寧にアセスメントを進め、暮らしのあり方や居住の場の選択の方向性を検討

イ 地域生活移行の促進

- ・ 利用者の意向を確認する中で、地域での生活を希望する意思が示された場合、地域生活移行に向けた支援を積極的に実施
- ・ グループホームの整備費や人件費に係る補助事業等を活用し、地域生活移行のための体制整備を支援